

マイシティ ライフ

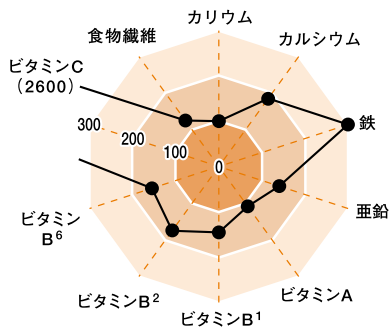
- 特集 京都市消費生活条例施行記念シンポジウム
消費者教育～自ら行動する
消費者をめざして～ 2
- くらしの経済
消費者の自立支援のために 4
- すぐに使えるちえぶくろ
包んで結んでエコライフ 5
- 消費生活相談の小窓
賃貸住宅の敷金返還トラブル 6
- 小学生親子セミナー実施報告
かしこいお金の使い方を考えてみよう 8

My City Life 2005 12月号 No.187

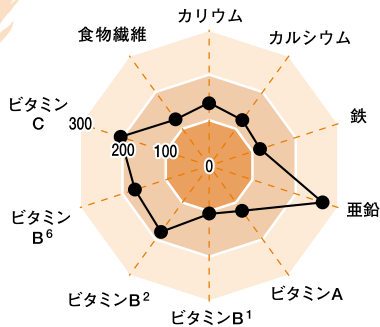
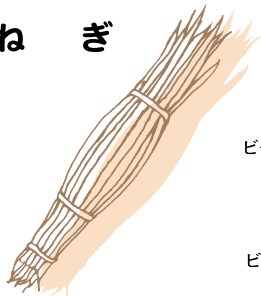
(平成15年度 くらしの達人 こどもの部 標語)
見直そう スローフードの おいしさを
栄養たっぷり!旬の野菜

旬以外 (= ●)を100とする

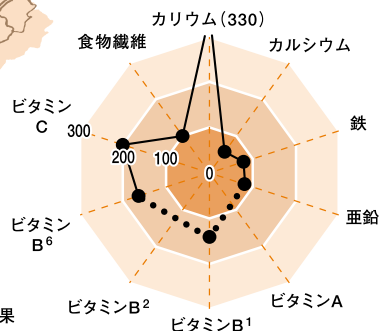
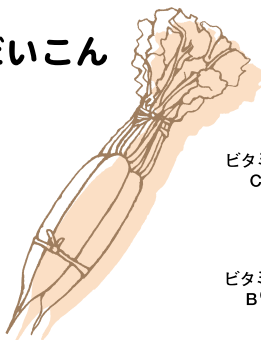
ほうれんそう



ねぎ



だいこん



出典:旬野菜栄養分析比較調査結果
(京都市産業観光局)



店頭では、季節を問わず、多種多様な野菜が流通しています。

様々な食材が、私たちの食生活を彩りある豊かなものにしてくれますが、人に優しく、環境にも優しい食生活への視点も欠かすことができません。

自然に逆らわずに育てられた地場の「旬」野菜をもっと食卓に取り入れましょう。

旬にこだわる

左のグラフは、京都市内産の冬場における旬野菜と遠隔地で旬以外に生産された野菜の栄養分析結果の比較です。

ほうれんそう、ねぎでは、すべての栄養成分において旬のほうが優れています。だいこんについても、旬のほうが優れた食材と言えます。

地場にこだわる

京の旬野菜は、土壌の条件に影響される各種ミネラルが全国の平均値と比べ多くなっています。また、新鮮なまま消費者のもとに届けることできるため、ビタミンCも豊富です。

消費者教育

～自ら行動する消費者をめざして～



10月1日施行の京都市消費生活条例では、消費者は保護される対象というよりも、自ら選択して暮らしを良くしていく主体として位置づけられており、消費者の自立支援をどのようにサポートするか、消費者団体・事業者団体・行政がどう取組を充実していくかが課題となっています。今回は10月14日にウイングス京都で開催したシンポジウムのあらましをお伝えします。

*発言を項目別に整理し、編集、要約しています。
()内は発言者名。敬称略。

現状と課題

(大谷) 例えば、食品の表示の場合、必要な情報量の問題に併せ、その情報を読みこなすための教育が必要となっている。生産者の顔が見えないことから安心の確保が難しくなっている状況や、環境への負荷がグローバルに広がっている状況がある。「地産地消」等の言葉は、地元のものを食べれば体に良いという考え方だけでなく、環境面を考へても実践すべきである。消費者が変われば、生産者も流通も変化し、エネルギー消費量を減らすことができる。



(小林) 消費者の自己責任が問われているが、企業と比べ消費者一人ひとは弱い立場にあり、支援する仕組、被害を救済する仕組がとても大切である。京都生協で行った悪質商法等に関するアンケート結果では、43.3%の人がトラブルに遭遇し、うち約40%の人がどこにも相談しなかった。もっと学ぶ必要があると考え、各エリアの組織を中心として消費者問題の学習会を開催しており、ホームページでもタイムリーな情報提供に努めている。大学生協では被害情報を知らせるネットワークを重視して、まだ全国的なものではないが「学生生活110番」という事業を開始した。

(篠崎) ACAPは「消費者問題への真摯な対応が長い目で見れば利益に繋がる」という考えから、啓発、教育に取り組んでおり、商品の表示や取扱注意などの情報のほか、生活全般にわたり情報を提供している。また、会員向けに各社で作成する資料のガイドラインも作成した。啓発資料は常設展示コーナーでの配布のほか、各地で行われる消費者フェアなどでも配布している。



講座としては、大学生向けに2大学で講座を担当しているほか、単発の出前講座も行っている。また、地域の生活学校や消費者協会などに企業の取組事例を紹介する講師派遣も行っている。

(井戸) 現状では、国、行政・司法を含めて、消費者を危険から守りきれてこなかったし、今も実際に守りきれていないことから、消費者は、自ら考え、自ら行動するという「自立」がクローズアップされている。そして、読んだり聞いたりしたニュースの裏側に隠れている真実をつかみ取ることができるよう、ニュースを読み解く力を養う必要があり、そのためには日々の様々なニュースを系統的に読んでいくことが欠かせない。新聞は、消費者問題について判断の材料を提供させていただくという立場ではあるが、その部分では消費者教育に貢献することができる。

出演者



コーディネーター
京都大学名誉教授
(京都市消費生活審
議会会長)

野村 秀和 氏



パネリスト
京都府立大学人間環境
学部助教授(京都市消
費生活審議会会長)

大谷 貴美子 氏



パネリスト
京都府生活協同組合連
合会会長理事(京都市
消費生活審議会委員)

小林 智子 氏



パネリスト
社団法人消費者関連専門
家会議(ACAP エイキャ
ップ)関西支部副支部長

篠崎 友実 氏



パネリスト
京都新聞社論説委員
(京都市消費生活審
議会委員)

井戸 洋 氏

これからの消費者教育、情報提供

(井戸) 新聞としては、子供向けにはNIE(エヌ・アイ・イー, Newspaper in Education)という新聞を利用した教育に取り組んでいるが、その大人版が必要だ。また、新聞の消費者関連記事は家庭欄中心で、新聞購読者が20代、30代では減少している傾向もあるので、テレビなどで、放送局自身がスポットで情報を流すことをもっと考えてみて良いのではないかと。

市民生活センターのホームページは、更新はこまめに行っているが、もう少し情報の整理が必要だ。

(大谷) 恵まれた環境の中で食べること自体に無関心な人が増え、小学校の食育では、子どもたちにどうやって食に関心を持たせるかも課題となっている。また、消費者を誘う側は甘い言葉で誘うのに、守ろうとする側は「消費者教育」など固い言葉を使っているのでもっと対象者に身近な言葉を使うことが必要だ。

情報を受け取ってほしい人が、新聞を読まない、学習会に来ないという状況なので、電車の吊り広告やテレビで情報を流すなど、何気なく情報が入ってくる環境づくりも必要だ。

(小林) 新聞やテレビを見ていない人に声を掛けて情報を伝えることができる点では、横の繋がり、地域のネットワークが大切だ。その担い手として多様な消費者団体ももっと出てくる必要がある。現状では行政による支援、育成が必要である。

生協では事業者団体と顔を合わせて情報交換する場を設けているが、一般的には、まだそのような場が少ない。消費者団体と事業者団体の情報

交換の場をもっと設ける努力も行いたい。

(篠崎) 消費者団体・教育現場の方とのコミュニケーションを更に強化し、対象者の特性に配慮したより良い教材づくりなど、活動に活かしたい。

企業の社会的責任に関しては、もっと企業は生産工程も含めた商品情報の提供を行うべきである。欧米では劣悪な環境の工場で生産された商品は安くてもボイコットされる。京都市消費生活条例では文化を大事にすることが盛り込まれているが、そういった価値観に根ざした取組も大事だと考える。

まとめ (コーディネーター総括)

(野村) もう解決済みだと思われたものが、また形や顔を変えて出てくるのが消費者問題である。

うその情報提供をした会社は消費者の支持を失いつぶれるような時代になり、確かに消費者は強くなったが、個々に分断された一人ひとりの消費者はまだ弱い。弱い中でも高齢者と経験不足の若者がターゲットにされている。消費者行政や消費者運動の取組の成果を受けた女性たちには、悪質な業者も近づかなくなっているので、できるだけ、若い人たちにも語り継ぎ、IT化、グローバル化の中で高齢者も含めて、互いに助け合うことが必要だ。

京都では、消費生活審議会にも「消費者との相互理解が無くしては将来が無い」と考えている事業者が加わっており、消費者・事業者・行政の相互の理解・ネットワークをうまく作り上げる条件が、京都ほど恵まれているところはない。また、食については条例にも盛り込んでいるように、単に食べるというのではなく、文化として食を大切にする姿勢を京都は持ち続けている。

今日の集会を一つのステップとして様々な形で自立支援を繰り返し広げながら、さらに相互理解を深めていきたい。



消費者の自立支援のために

新条例は、消費者行政が消費者保護から自立支援に転換したことを受けて、消費者の自立支援をめぐる諸施策を具体的に定めております。本号では、その諸施策について紹介することにしてまいりたい。

情報の提供

条例第23条は「1 本市、事業者、事業者団体及び消費者団体は、食の安全及び環境に配慮した商品等に関する情報その他の消費生活を営む上で有益であると認められる情報の入手に努めなければならない。2 本市、事業者、事業者団体及び消費者団体は、消費者の消費生活における自立並びに消費生活の安心、安全、安定及び向上に寄与するよう、消費者に対し、前項の情報を迅速かつ適切に提供しなければならない。」と規定しています。とくに、事業者団体と消費者団体の果たすべき役割にも触れていることは注目すべきでしょう。

また、緊急時の公表として、生命・身体の安全、財産の保護、表示等の適正化、不適正取引を行わないことを求める権利などの「権利の侵害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、商品等の名称、事業者の氏名又は名称その他必要な事項を公表することができる。」(第26条第1項)と規定しています。乱用は戒めています、

時宜を得た効果的な情報提供を市長に委ねているのです。

消費者教育の推進

また、行政の責務として、第24条で「1 本市は、消費者の年齢その他の特性に配慮しながら、消費者の消費生活における自立を目指した教育(啓発活動を含む。)の推進に努めなければならない。2 本市は、家庭、地域、職場、学校その他の場において、消費者が消費生活について学習する機会の拡大が図られるよう、必要な施策を講じなければならない。」と述べ、お年寄りや若者への配慮と学習機会の拡大と多様化を指摘しています。

団体の役割の評価

消費者権の実現のために、事業者の責務(第5条)や消費者の役割(第7条)に加えて、事業者団体の役割(第6条)と消費者団体の役割(第8条)を位置付けています。情報提供や消費者教育におけるそれぞれの団体の果たす役割に期待を込めているのです。それと同時に、行政・消費者(団体)・事業者(団体)の相互理解と協力の大切さについても触れているのです(第9条)。



ご存知ですか？

包んで結んで エコライフ

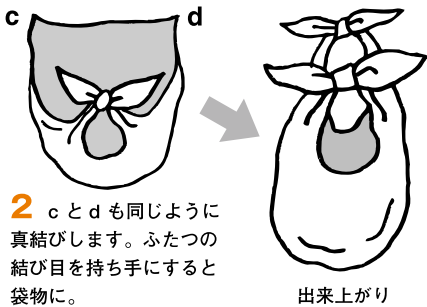
～ふろしき活用術～

「マイバッグ」、「マイかご」を持参して、お店でレジ袋をもらわない人が、最近、少しずつ増えていると思いませんか。お店も、いろんなタイプのマイバッグを販売していたりしますね。

マイバッグでは、「小さく折りたためること」をポイントに選ぶ人もいますが、「ふるしき」も候補の一つにしてみましょう。タンスの奥に眠ったままの「ふるしき」はありませんか。包むだけでなく、結ぶ工夫で、バッグとして活用できます。

c d お買い物包み a b 2か所結ぶだけで、 布製レジ袋のできあがり。

1 aとbを結びます。結び目の下は少し空けておきます。



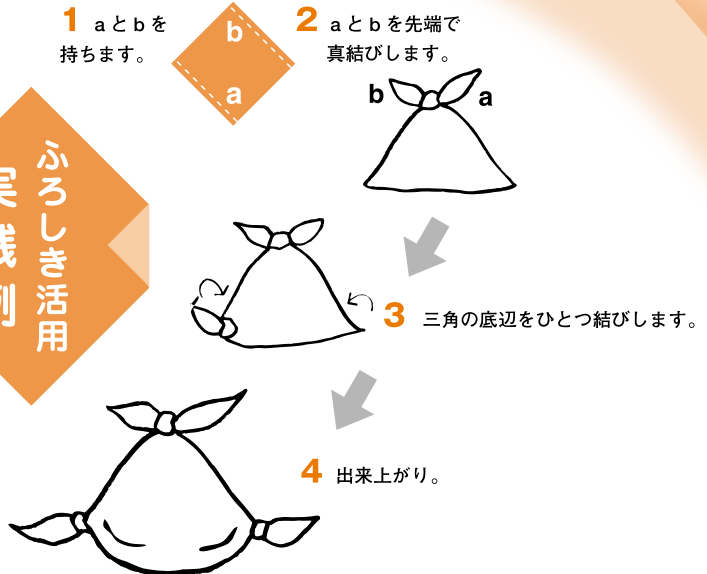
2 cとdも同じように真結びします。ふたつの結び目を持ち手にすると袋物に。

出来上がり

インスタントバッグ ゴボウなど長いものは、 外に出して運べます。

1 aとbを持ちます。

2 aとbを先端で真結びします。



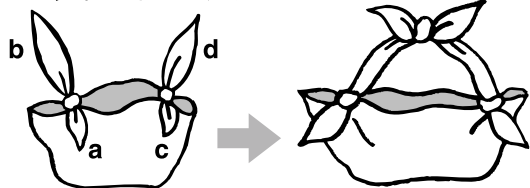
3 三角の底辺をひとつ結びます。

4 出来上がり。

実践例
ふるしき活用

c d 京風ショルダー a b 意外と簡単、 出し入れしやすいバッグです。

1 aとbを持ち、しっかりと真結びします。この時、片方の布たれを長くします。



2 aとbと同じようにcとdを結びます。

3 長い方の布たれを持ち、先端で真結びします。

☆買い物袋には、木綿のふるしきがお勧めです。結ぶ位置を調節したり、違う大きさのふるしきでいろいろ試してみましょう。おしゃれに見せるポイントは、まず、結び目をきれいに見せること。包んで、結んで、ふるしき名人になりましょう。

資料提供：ふるしき研究会（連絡先 電話 075-432-2722）

市民生活モニターによる調査結果から ～ 過大包装 ～

京都市では、商品を誇張して内容を見誤らせたり、商品価格を著しく高くさせるような包装や、資源の乱用、廃棄物の増大をもたらすような包装を防止することを目的に、京都市消費生活条例に基づき包装基準を定めて、事業者への指導等を行っています。

包装基準では、過大包装について、「空間容積(包装容積から内容品体積を控除した容

積)が包装容積の20%以上あるもの」を基準の一つとしています。右表は、17年7月に市民生活モニターの皆さんに市内の店舗で購入してもらった「過大包装の疑いのある商品」について、空間容積を計測した試買調査の結果です。

過大包装を減らすには、消費者一人ひとりが声をあげていくことも、大きな力の一つです。

品目類別	試買商品点数	空間容積率の計測結果(商品点数)				
		適正包装		過大包装		
		20%未満	20%以上40%未満	40%以上60%未満	60%以上80%未満	80%以上
菓子類(和・洋菓子含む)	16	6	7	3	0	0
タオル・石けん・洗剤類	14	4	6	2	2	0
お茶・コーヒー類(液体含む)	5	0	3	2	0	0
佃煮・漬け物類	12	1	1	8	2	0
海苔・かつお節類(乾物・お茶漬け含む)	8	2	3	2	1	0
その他食品類(調味料含む)	4	0	3	1	0	0
食器類	5	0	0	2	3	0
おもちゃ類	2	0	0	1	1	0
上記以外	12	7	0	2	2	1
計	78	20	23	23	11	1

「賃貸住宅の敷金返還トラブル」

【返金されない敷金】

市民生活センターには平成15年度が748件、平成16年度598件と、毎年たくさんの賃貸住宅に関する相談が寄せられています。

そのうちの約半数が敷金の返還に関するトラブルです。

家具を置いた後の
畳の凹みも
修繕費に
入るの？



相談事例

京都市に住むKさん(22歳)の話

就職が決まり、2年間住んでいた賃貸アパートを退去することになりました。入居時の敷金10万円では足りず、更に**原状回復費用**として12万円の追加請求をされています。

畳の日焼けやタバコも吸わないのに壁紙の張替えなど、納得できない請求があります。



壁も汚さないよう
気を配って暮らしたつもり
だけど...



【原状回復？】

一般的に賃貸契約が終了すると、入居者(賃借人)は自分が住んでいた部屋を原状に回復して家主(賃貸人)に明け渡す義務があります。

さて、そこで問題となるのが「原状回復」の範囲です。相談事例のKさんによると、畳や壁紙の張替え、清掃代金を請求されているとのことでした。国土交通省が作成した原状回復等に関する一般的な考え方である「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**」(以下、「**ガイドライン**」という。)では、原状回復義務の範囲は入居者の不注意などで生じた破損や損耗だけでなく、畳の日焼けなど人が住まなくても当然に生じる損耗(自然損耗)や、冷蔵庫の設置による黒ずみ(いわゆる電気焼け)や床のへこみなど通常の使い方では生じる損耗(通常損耗)に係る修繕費は、入居者は負担しなくてもよいこととされています。

ところが家主が「原状回復」を「貸した時の状態に戻す」と都合よく解釈し、次の契約を行うための準備行為であるハウスクリーニングまで入居者に負担させようとすることからトラブルが発生するのです。

【特約】

このような自然損耗等の修繕費を入居者に負担させるために特約を設けている場合があります。

基本的には契約内容を守らなくてはなりません、「**ガイドライン**」では、特約が有効に成立するための要件として、

- 1 特約の必要性があり、かつ、暴利的でないなどの客観的、合理的理由が存在すること
- 2 賃借人が特約によって通常の原状回復義務を超えた修繕等の義務を負うことについて認識していること
- 3 賃借人が特約による義務負担の意思表示をしていること

以上の三つを挙げています。



写真で室内の
状況を証拠として
残しておき
ましょう



入居時



退去時

入居当時、契約書の
「原状回復」に畳や
壁の修繕が含まれて
いた事は知らなくて
ですね、〇〇〇〇
〇〇〇…

わかりました
この修繕費は
こちらで負担
致します



つまり、特約が成立するためには、周辺の相場と比較して家賃を安くしている場合や、特約について入居者が十分な認識と理解を持っていることが必要であるということです。

また、消費者保護の立場から、このような特約は入居者に過重な義務を負わせる不当なものとして、消費者契約法による無効を主張する専門家も多くおられます。特約の効力を否定できる場合もありますので、契約したからといってあきらめる必要はありません。

相談事例のKさんの場合、とくに家賃が安かった訳でもなく、Kさんが特約について十分な理解をしていなかったことから、家主と自主交渉するように助言しました。

すると、後日、Kさんから「ガイドラインをもとに家主と交渉した結果、家主が理解を示してくれて、敷金が全額返還された」との連絡をいただきました。



【トラブルを防ぐためには】

Kさんのように家主との交渉がうまくいく場合はよいのですが、家主の合意が得られない場合は、**少額訴訟制度**を利用するなど司法に訴えることも考えなければなりません。

契約の前には、原状回復の範囲や敷金の返還条件についての説明を求め、また、入居時と退去時の写真を撮っておくなど、室内の状況を証拠として残しておくことも重要です。

少額訴訟制度 について 簡易裁判所

- 1 60万円以下の金銭の支払いをめぐるトラブルを速やかに解決するための手続です。
- 2 原則として、1回の審理で判決を言い渡します。
- 3 証拠書類や証人は、審理の日にその場ですぐに調べることができるものに限られます。
- 4 判決に対して、不服がある場合、判決をした裁判所に異議申し立てをすることができます。
- 5 申立手数料は、訴訟額5万円毎に対して500円です。

例えば、

(相談事例 Kさんの場合、10万円の敷金返還請求の訴えを起こす場合、手数料は1,000円となります。)

